

ふくしま 6 次化人材育成事業公募型プロポーザル募集要領

1 事業の目的

本県の豊かな農林水産資源を基盤とする 6 次産業化や農商工連携、企業等の農業参入など、地域産業の 6 次化に取り組む農林漁業者や商工業者等の人材の発掘・育成を行い、本県農林水産業の復興と地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 委託事業名

ふくしま 6 次化人材育成事業

(2) 委託費の上限額

8, 0 0 0 千円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内

※ 提案された企画内容を実施するために必要となるすべての経費を含む。

(3) 事業及び内容

別紙「ふくしま 6 次化人材育成事業 委託仕様書 (案)」のとおり

(4) 委託契約期間

委託契約締結日から 令和 8 年 3 月 3 1 日（火）まで

3 主なスケジュール

日 時	内 容
令和 7 年 6 月 1 1 日（水）	プロポーザル実施要領の公表、募集開始
令和 7 年 6 月 1 7 日（火） 1 7 時まで	質問書の提出期限
令和 7 年 6 月 2 0 日（金） 1 7 時まで	質問書への回答
令和 7 年 6 月 2 5 日（水） 1 7 時まで	参加申込書の提出期限
令和 7 年 7 月 1 日（火） 1 7 時まで	企画提案書等の提出期限
令和 7 年 7 月 4 日（金） 予定	一次審査（書面）結果の通知
令和 7 年 7 月 9 日（水） 予定	二次審査（プレゼンテーション）
令和 7 年 7 月中旬予定	審査結果の通知、契約締結

4 応募に係る事項

(1) 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

イ 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を

受けた者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

- ① 役員等(提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 県税を滞納している者でないこと。

カ 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

キ その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

(2) 募集要領等の入手方法

募集要領及び提出書類等の様式については、農林企画課のホームページからダウンロードして入手すること。なお、農林企画課窓口又は郵送等での配付は行わない。

5 プロポーザルに関する提出書類

(1) 質問の受付

ア 書 類：質問書(様式第1号)

イ 期 限：令和7年6月17日(火) 17時まで

ウ 方 法：電子メール、FAX、郵送又は持参

※電子メール又はFAXで提出の際は送信後に電話で着信確認すること。

エ 回 答：質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、6月20日(金) 17時までに農林企画課ホームページに掲載する。

(2) 参加の申込

ア 書 類：①ふくしま 6 次化人材育成事業公募型プロポーザル参加申込書（様式第 2 号）

②会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット（1 部）

イ 期 限：令和 7 年 6 月 2 5 日（水） 1 7 時まで

ウ 方 法：電子メール、F A X、郵送又は持参

※電子メール又は F A X で提出の際は送信後に電話で着信確認すること。

（3）企画の提案

ア 書 類：①企画提案書（下記のとおり）

②県から受託した委託事業実績一覧（令和 4 年度～令和 6 年度）

イ 期 限：令和 7 年 7 月 1 日（火） 1 7 時まで

ウ 方 法：送付又は持参

※F A X 及び電子メールによる提出は受け付けない。

＜企画提案書＞

以下「提案 1」から「提案 4」までを記載した企画提案書とする。提出部数は 10 部。

様式は任意。用紙サイズは A4 版とし、両面 10 枚以内（20 頁以内）とする。必要に応じて A3 版の折込みも可とするが、2 頁としてカウントする。

【提案 1】考え方

- ・本事業を実施する上での基本的な考え方。

【提案 2】事業の実施内容

- ・ 2 の（3）における業務について提案すること。
- ・開催頻度は年間で 5 ～ 7 回程度（月 1 回）の実施を目安とすること。
- ・開催時間は、終日開催の場合は 10 時 00 分～15 時 30 分とし、午後のみ開催の場合は 13 時 00 分～16 時 00 分を目安とすること。

【提案 3】本業務の実施体制

- ・本事業の目的を達成するための業務実施体制について提案すること。
- ・本業務の遂行に当たっては、十分な経験を有する者を総括責任者として専従させることとし、専従予定者の所属、氏名、経歴、過去の実績等を明記すること。

【提案 4】積算見積書

- ・ 2 の（3）における業務の内容ごとにそれぞれの費目ごとの内訳及び積算根拠を記載すること。

（4）提出先

質問書、参加申込書、企画提案書等の提出先は「9 問合せ先及び提出先」のとおり。

（5）留意事項

提出書類の作成、プレゼンテーションに要する経費は全て提案者の負担とし、謝礼金等の支払は行わない。また、提出書類の返還も行わない。

6 業務委託予定者の選定

（1）選定方式：企画プロポーザル

ア 書面審査（一次審査）

参加者全ての企画提案書について書面審査を行い、二次審査におけるヒアリング対象者を選定する。一次審査の結果については、企画提案書を提出した参加者全員に対して、書面で通知を行う。

【一次審査の結果通知：令和7年7月4日（金）予定】

イ 企画プレゼンテーション（二次審査）

一次審査で選定された参加者に対し、二次審査において企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施する。

ウ 正式な開催日時及び場所は別途通知を行う。

エ プレゼンテーションの時間は25分以内（15分以内の説明、10分以内の質疑）。

オ その他参考資料（プレゼンボード、写真等）の持ち込みは可とするが、追加資料の配付は認めない。

カ 感染症等の状況によって、オンラインで審査を実施する場合がある。

【二次審査の実施：令和7年7月9日（水）予定】

（2）審査基準及び配点

下表の審査項目及び評価基準により審査を行う。特に、事業の取組内容や効率的かつ効果的な事業の実施体制とともに、予算額の妥当性に重点を置き、審査を行う。

審査項目	配点	評価基準
1 考え方	10点	事業目的の理解・事業の的確性
2 事業の実施内容	45点	業務運営手法、実施による効果、履行の計画性・確実性等
3 業務の実施体制	15点	実施体制、業務遂行能力等
4 事業費妥当性	20点	実施内容に対する予算額の妥当性、適正かつ効果的な予算計画等
5 効果測定	10点	事業目的の理解・事業の的確性

（3）審査結果の通知及び公表

ア 審査結果の通知

審査会において、最も優れた提案を行った者を業務委託予定者に選定する。結果については、二次審査参加者全員に対し、書面で通知を行う。また、審査結果を農林企画課ホームページに掲載し、業務委託予定者を公表する。

【結果の通知及び公表：令和7年7月中旬】

イ 審査結果の開示請求

審査にて選定されなかった者は、選定されなかった理由の開示を、その審査結果通知日の翌日から起算して2週間以内に任意様式の開示請求書をもって求めることができる。また、その開示は書面にて行い、請求書が到達した日から起算して10日以内に通知する。

なお、開示内容は「請求者及び選定された業務委託予定者の企業名」と「それぞれの審査時の総得点及び各審査委員の順の平均」とする。

(4) 契約の締結等

ア 仕様書の協議等

業務委託予定者は実施計画書を提出し、業務委託予定者と県が協議して、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。仕様書の内容は業務委託予定者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおりには反映されない場合がある。

イ 契約金額の決定

協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。

ウ その他

この手続きに参加したものが、参加資格のいずれかを満たさないこととなった場合、又は見積徴取の結果、契約締結までに至らなかった場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と契約の協議をする。

7 不適格事項

この要領に定める手続き以外の方法により、参加者が審査委員又は関係者に本プロポーザルに関する援助を直接又は間接に求めた場合、その参加者を失格とする。

また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
- (3) 記載すべき内容の全部または一部が記載されていないもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) 委託費の上限を超過しているもの

8 その他

- (1) 提出された制作物等の権利は、福島県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案のあった回数、規模等を下回ることとはできないため、実現可能な提案とすること。仮に実施計画書の内容を実施できない場合には、県と協議の上、それに匹敵する内容、活動に変更することが可能であるが、内容によっては、委託料の減額となることもある。
- (3) 採用した企画提案内容を一部変更して契約する場合がある。

9 問合せ先及び提出先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号（福島県庁 西庁舎9階）

福島県 農林水産部 農林企画課（担当：副主査 阿部）

電話 024-521-8041 FAX 024-521-7944

E-mail : kikaku.aff@pref.fukushima.lg.jp